

令和7年度 しがのアグリツーリズム推進事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 しがのアグリツーリズム推進事業委託業務

2 業務の目的

滋賀県では、世界農業遺産「琵琶湖システム」を活用した農山村滞在型旅行「農泊」やグリーンツーリズムの推進により農山村地域の所得向上と雇用機会の確保、さらには移住・定住も見据えた関係人口の創出を図り、地域振興につなげることを目指している。また、国の農泊推進実行計画（計画期間：令和5～7年度）では、「農泊地域での年間延べ宿泊者数」の令和7年度目標が700万人泊と定められている。令和7年度は大阪・関西万博や国スポ・障スポ滋賀2025が開催され、県内にも多くの国内外からの旅行客が見込まれることから、この機会を活用し農泊やグリーンツーリズムの一層の推進を図る。

本業務では、農泊やグリーンツーリズムの更なる需要喚起に向け、既存の県HP「グリーンツーリズム滋賀」をベースにした情報プラットフォームの充実と情報発信力の強化、地域における農泊の取組意欲喚起を行う。具体的には、万博等イベント会場やホテル等への設置を想定したPRパンフレット・ポスターの作成、県内の農山村の魅力を最大限に伝えるための「モデルコース」等の作成・発信、SNSキャンペーンの開催、ワークショップ形式の研修の実施により、都市農村交流の更なる普及啓発を図り農山村地域の活性化を目指す。

3 委託場所と期間

- (1) 場所：滋賀県全域を基本とする。
- (2) 期間：令和7年6月4日（水）から令和8年3月6日（金）まで

4 業務の内容

本委託業務は、前項「2 業務の目的」を達成するために業務を行うものとし、詳細は下記のとおりとする。

- 4-1 PRパンフレット・ポスター作成
- 4-2 モデルコースの制作、掲載、情報発信
- 4-3 SNSキャンペーンの開催
- 4-4 ワークショップの実施

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
4-1 パンフレット・ポスター	←→								
	PRパンフレット・ポスター作成								
4-2 モデルコース		←→	←→						
		モデルコース制作・掲載・情報発信							
4-3 SNSキャンペーン		←→	←→	←→	←→				
		SNSキャンペーン準備・開催							
4-4 ワークショップ			←→	←→	←→		←→	←→	←→
			ワークショップ準備・参加者募集				ワークショップ		

4-1 PRパンフレット・ポスター作成

(1) 目的

大阪・関西万博や国スポ・障スポ滋賀 2025 に訪れる国内外の観光客に対し、滋賀県の農山村地域への来訪に繋がるよう、魅力を伝えるパンフレットやポスターづくりをしてPRすることで滋賀県の農山村地域への来訪・地域での消費に向けた需要を喚起する。

(2) 業務内容

- ・パンフレットは日本語版、英語版を各 1000 部作成、ポスター（日英併記）は 100 部作成し、いずれも 7 月 15 日までに納品すること。
- ・滋賀県の都市農村交流施設紹介ホームページ「グリーンツーリズム滋賀」（以下、「GT滋賀」とする。）は、現在日本語版ページと英語版（一部簡体字・繁体字対応）のページがある。これらのページの閲覧に繋げることを念頭に置いたパンフレット・ポスター作成を行う。

●日本語版 URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/gt-shiga/index.html>

●英語版 URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/gt-shiga/eng/>

- ・パンフレット・ポスター作成にあたっての写真等の素材は県が保有しているもののほか、受注者の有する新しい素材を用いても良い。

4-2 モデルコースの制作、掲載、情報発信

(1) 目的

農泊およびグリーンツーリズム関連施設を組み合わせた「モデルコース」は、現在日本人向けの 4 コース、外国人向けの 1 コースを「GT滋賀」に掲載しているが、外国人向けのコースを追加することで、インバウンド客にとって更なる魅力的なHPづくりを目指すとともに、併せて情報発信を行うことで国内外問わず多くの方に滋賀県の農山村の魅力を知っていただくことを目指す。

(2) 業務内容

- ・外国人向け「モデルコース」を1コース英語で制作し、「G T 滋賀」英語版ページに反映させること。なお、既に掲載されている英語版のモデルコースの範囲と重ならないようにすること。
- ・「モデルコース」を制作するため、農泊およびグリーンツーリズム実施地域・施設(既掲載施設・未掲載施設どちらでも可)に調査・取材を行うこと。
- ・受注者および県所有SNS等、効果的な手法により情報発信を行うこと。
- ・滋賀県ホームページで採用しているコンテンツマネジメントシステム「BayBerry」での運用が可能な形で、更新の容易さを考慮し制作を行うこと。その他、HPにかかる注意点は後述(「5 HPの要件」)のため、確認すること。

※HPへの掲載作業はシステム上、滋賀県庁でしか行えないため、作成の際は来庁した上で、必要な作業を行うものとする。作業場所については、別途指示する。

4-3 SNSキャンペーンの開催

(1) 目的

SNSキャンペーンにより、まだ広く知られていない滋賀県の農山村地域の魅力発見や「G T 滋賀」の周知のきっかけとすることで、地域への観光客の増加や都市住民と地域住民の繋がりを深めることを目指す。

(2) 業務内容

- ・ハッシュタグやユーザー参加型の投稿を使った多くの層に届くキャンペーンを企画する。(ハッシュタグキャンペーンなど)
- ・キャンペーン期間は1か月を想定しているが、期間が1か月より長くなっても良い。
- ・キャンペーン期間は万博期間中(4月13日～10月13日)の開催とし、夏休み期間(7月下旬～8月末)や国スポ・障スポ滋賀2025実施期間(9月28日～10月27日)を含む期間で設定すること。
- ・日本語と英語の2言語で実施すること。
- ・キャンペーンチラシ(日英併記)を200部作成し、県内施設等への配布を行う。配布先については県と相談して決定する。チラシは8月15日までに県内施設へ配布を完了すること。また、チラシデータを県あてに納品すること。
- ・景品を用意すること。景品にかかる費用は5万円を想定している。
- ・キャンペーン紹介ページを県HP内に作ること。キャンペーン紹介ページは「G T 滋賀」トップページに紹介コーナーを設け、リンクで飛ばすことができる。作成にあたっての注意事項等は前述4-2と同様。
- ・キャンペーンにかかるSNS広告を実施すること。広告配信期間は1か月以上を設定するこ

と。

4-4 ワークショップの実施

(1) 目的

県域農泊ネットワーク組織「しがのアグリツーリズム推進ネットワーク」の加入者、その他農泊実践者(実践地域)、農泊に関心のある方、観光業・交通業・金融会社、行政機関等を対象に、専門家を交えたワークショップ形式の研修を行うことで、自らの地域（関係する地域）で農泊にどのように取り組んでいくかを考える機会とすることを目指す。

(2) 業務内容

- ・ワークショップは講師を呼び2回開催すること。各ワークショップの規模は最大30名程度を想定。
- ・参加者が自分の地域の魅力あるコンテンツの洗い出し、農泊取組計画の作成ができることを目標とする。
- ・実施時期は農繁期や国スポ・障スポ滋賀2025実施期間を外すこと。
- ・講師の選定にあたっては、受注者側で候補を選定の上、県との協議の中で決定すること。
- ・ワークショップ参加にあたっては県域ネットワーク組織加入者に優先的に案内するが、参加可能枠を超えない範囲で、県域ネットワーク組織未加入者も参加できるものとする。未加入者への案内は広く周知する形とする。
- ・参加者から負担金は徴収しない。

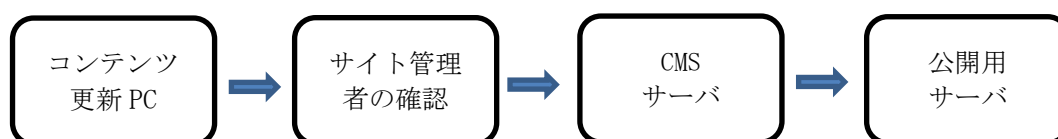
また、具体的な業務内容は下記のとおり。

- ・企画、準備
- ・講師の提案と選定、調整
- ・案内チラシ作成、関係者への案内、参加者募集のための周知
- ・会場および機材等の予約、会場準備
- ・参加者とりまとめ、名簿作成
- ・資料の準備
- ・当日運営（会場設営、受付、司会進行、記録作成、講師への謝礼支払等）、写真撮影
- ・参加者アンケートの実施および分析

5 HPの要件

- ・本業務で制作するHPの運用は、滋賀県が管理するCMSサーバおよびWebサーバ（以下「公開用サーバ」という。）を使用することを前提とすること。
- ・CMSサーバおよび公開用サーバの運用に準拠し、PHPやCGIなどのプログラムや映像や音声を使用したコンテンツは掲載しないこと。またJavaScriptも原則使用しないこと。

- ・原則として Flash Player を必要とするコンテンツは掲載しないこと。
- ・利用環境、個人情報の取扱い、著作権・リンクの方針、アクセシビリティの方針は滋賀県HPのサイトポリシー
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/hpsns/policy.html>) に準拠すること。
- ・アクセシビリティ対応について、滋賀県ウェブアクセシビリティの方針のとおり「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」で定めるウェブアクセシビリティ配慮の「適合レベル AA」に準拠すること。
- ・HPの制作にあたっては、委託締結後に配布する「スタートアップマニュアル（操作マニュアル、記事編集手順書、ウェブアクセシビリティ対策ガイドライン）」等に準拠するものとし、農村振興課との協議のうえで行うこと。
- ・各ページに統一感を持たせたデザインであること。
- ・更新の手順は次のとおりである。



6 成果物

納品する成果物（以下、「成果物」という。）は、次のとおりとする。

（１）報告書

ア 報告書(印刷物およびデータファイル(4GBを超えるデータについてはCD-RまたはUSB))：
正副2部（A4版チューブファイル）

※4GB以下のデータファイルについては、県の大容量ファイル転送システムにより送付すること。

イ 報告書は、打合せ記録簿と、HP更新作業手順書を作成し添付すること。

ウ HTMLソースコード(htmlソース、CSS、画像データ等)一式、制作ルールに基づくチェックシート(契約締結後に県から提供)を電子データで提出すること。

エ 書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については打合せにより決定する。

オ チラシは、完成次第、順次県の大容量ファイル転送システムによりデータ納品するとともに、紙媒体チラシを各20部納品すること。

カ CD-R、USB、DVD-ROM等、外部記憶媒体を納品する場合は、ウイルスチェックを行ってから納品すること。

（２）納入場所

7 著作権等

- （1）成果物にかかる著作権法（昭和45年法律第48号）（以下、「法」という。）第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受注者から県に移転する。

なお、県または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

- （2）受注者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

- （3）成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。

- （4）成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受注者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受注者の責任と負担において対応すること。

- （5）受注者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

8 業務の遂行について

- （1）委託業務の内容の詳細は、受注者からの提案内容に基づき、県と受注者で協議のうえ決定する。

- （2）業務の遂行にあたり、受注者は県と毎月1回程度の打合せを行い、連携を密にすることとする。打合せの内容は受注者が記録し、打合せ後数日以内に県と共有すること。なお、本業務の実施にあたっては、滋賀県における都市農村交流関連施策などに関する内容を十分習熟したうえで行うこととする。

9 変更の対象

- （1）本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受注者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受注者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響しないと発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。

- （2）明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受注者の負担において実施するものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却することとする。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成するなどして確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決することとする。
- (8) 現地調査等を行う場合、原則受注者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受注者身分証明書」を携帯すること。
- (9) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。

11 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じ

た場合は、県と協議するものとする。